

かわべを皆でつくろう!!

かわべ

'98 1月

発行
河辺村公民館

☎ (0893) 39-2111
内線 205・206

佐川印刷 KK
吉田町北小路
☎ (0895) 52-0600

人のうごき

(平成10年 1月 1日現在)

世帯数	535戸
男子	695人
女子	714人
計	1,409人

H9.1.1現	1,436 (△27)
H8.1.1現	1,474 (△65)
H7.1.1現	1,525 (△116)
H6.1.1現	1,559 (△150)
H5.1.1現	1,608 (△199)

やねほし

寅年の幕開け、
五〇回目の新年を
迎えた。人生五十
年時代であれば、
我が身は霊界であ
ろうか。幸いに人
生八〇年代の今日、

地域づくりの中で人づくりの重要性が叫ばれて久しく、各地域において人材育成等が積極的に行なわれている。しかし、地域づくりは行政主導型が依然として多く、住民主導型は少ない現状にある。地域づくりは官民がそれぞれをパートナーとし、無いものをカバーしあうのがいい形だと思う。

そのためには、そこに住む住民が、それぞれの地域をより良くすべく積極的に地域づくりに参画する必要がある。自分たちの地域を自分たちの事とし、大切に思う。また地域の中で自分が何をしたいか、何ができるか、何をしなければならぬかを考えなければならぬ。そこで昨年十二月、自分たちが主体的に地域活動を行うことがいかに大切かを皆で確認するため、「住民と行政の共創による地域づくり」と題し、『ふるさとづくり文化講演会』を開催しました。当日、広島大学土井利樹先生は、「知識、技術、価値観には有効期限がある。地域づくりのキーワードは伝創改除である。」と講演されました。ふるさとに生きる誇りと喜びを皆で育てたいものです。



伝承活動



青少年の健全育成活動



文化活動



地域づくり座談会

いくらかの余命があるのである。昨年には、河中時代の同級生二人を黄泉の世界に見送った。ひとりは、四ヶ月の闘病生活の末の死ではあるが、心底自分の死を見つめ、心残らないよう、妻に後の事を託すことが出来ただろうか？いや、幼子二人の行く末をどんなにか案じての旅立ちであったらうと思う。ひとりは、年老い病弱の母を残しての突然の死で、誰に何も託すことの出来なかつた無念の迎えたつたらう。今、私は無為に過ぎた過去の時間が悔やまれてならない。年頭の七つの誓いの一つが、無為の時間を無くすことである。人の一生の価値は、くぐり抜けた時間の長さではない。ただ単に生きる生存時間より、最後のときに「何十年、ひたすら歩いて来た自分の選んだ道だから、一つも悔いはない。」と言える。そんな価値のある人生時間を送りたい。

(梅)

年頭のごあいさつ

村長 大野 富士男



村民の皆様、新年あけましておめでとございます。

皆様には、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えの事と心からお慶び申し上げます。

旧年中は、村行政全般に亘り皆様方の深いご理解と絶大なるご協力を賜り、おかげをもちまして村政も順調に進展をいたしておりますことを衷心より深く感謝申し上げます。

私は、河辺村の発展と村民皆様の福祉向上のために、山積する事業の遂行に全力を傾けて参る所存であります。

しかし、このことは村民皆様のご協力なくしては一つとして達成することは不可能でありますので、本年もぜひ村政に対し絶大なるご支援、ご協力を伏してお願ひ申し上げます。

昨年は銀行、証券、生保による一連の不祥事や、経営破綻といった金融市場の大混乱が発生し、日本経済はもとより産業界全般に、先行き不透明、不信心、不安感が高まり、激動の年で

ありましたが、私は、新しく迎えました平成一〇年を、改めて複雑困難、方向の定まらない厳しい年として受け止めております。

このような社会経済情勢の中で、我が村を取り巻く環境は過疎化、高齢社会等の進行によつて益々複雑多様化の様相を呈する等、誠に厳しい状況にあります。私は、このような困難な時局にあつてこそ、村政を預かる者として、誤りのない行政を執行しなければならず、その真価が問われるときであろうと、その責任の重大さに身の引き締まる思いが致しております。さて、国の一九九八年度の地方財政対策は、過去に前例がないほど歳出を抑制し、国の公共事業の削減と並行して、投資的単独事業を前年度比四・〇パー

セント減とカットしたのをはじめ、地方一般歳出も一・六パーセント減になり、財政力指数の低い本村に取りましては、大問題であります。

私は、今後も村民の所得確保のため、交通体系の整備、住環境整備等、社会資本整備を図るため、公共事業の獲得に全力を尽くし、前年度以上の公共事業を確保できると確信をいたしております。河辺村は悲観をすることはありませんので、ご安心いただきたいと存じます。

次に農林業を取り巻く環境は非常に厳しい情勢であり、低迷しております。しかしながら河辺村では農林業の振興は欠くことのできない行政課題であり、平成一〇年度においては、中間地域活性化推進事業、経

営基盤強化林業構造改善事業に取り組みたく事業採択に鋭意努力しておるところであります。どのような所得確保策にも、やはり農業者自らが企業家精神に目覚め、思い切った意識改革のもとで取り込まれる振興策については、私は今後も可能な限り積極的に支援を致す所存であります。また、農林業振興の一環として農林業会社の形態は公社にするか、会社にするか解りませんがぜひ設立したいと考えております。

公共投資についてであります。本村の将来は交通体系の整備が最も重要であると考えております。

本村の主要県道につきましては、国県にご理解を頂きます、順調に開発が進んでおりますし、また私が村長就任以来の大きな念願であり

ました、県道内子河辺野村線の五十崎町へのトンネルが着工の運びとなって参りました。これが実現しますと、河辺村から近隣市町村への通勤はもとより、松山への通勤も可能となり、この実現に併せて廉価な住宅団地の造成を図り、定住人口の確保を図って参りたいと考えておるところであります。

次に高齢者福祉対策でございますが、かねてより強い要望がありました、特別養護老人ホーム、関連施設整備として、老人短期入所施設、老人デイサービス、在宅介護支援センターが平成一〇年度に完成いたします。

私は、河辺村の発展と村民の皆様の福祉向上のため、活力と個性あるより豊かな住みよい村づくりを

指して、今後さらに勇気と決断をもって、山積する諸施策の展開を図り村民の皆様方のご期待に応えられるよう、決意を新たにいたしておるところであります。

これからは地方自治の役割が一段と重要になり、地方自治体の行政能力が問われる時代であります。地方分権、行政改革、村民の要望等に的確に答えるべく全体の奉仕者として職員の意識改革は言うまでもなく、地方自治の発展は村民の方々の自治意識の高揚、いわゆる村政に積極的に参加、参画、共働いただくことによつて、地域連帯意識を強くし、立派な村づくりが出来るかと信じております。

現在、平成一〇年度の当初予算を編成中でありますが、迎えました平成一〇年

は、特に財政的に大変厳しく、予算編成におきましても『出を制し、入りを図る』を基本に、事務、事業全般にわたり、見直し、創意工夫し、公共性と効率性をもつて健全財政に努め、最小の経費で最大の効果が得られるよう努力して参る所存であります。

なお、諸施策の内容等につきましても、次の公民館報において、施政方針の中で詳しく述べさせていただきますと思います。

どうか本年も旧に倍しますご支援とご協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げますとともに、迎えました新年が村民皆様にとりまして幸せで、平和な年でありますよう祈念いたします、新年のごあいさつといたします。

村議会十二月定例会おわる

補正予算

一般会計 二〇八、九八一千円
特別会計 二、三六五千円

去る十二月十九日、平成

九年第四回河辺村議会定例会

会が招集されました。九名

の議員が出席され、一般質問

間に引き続き、一般会計補

正予算二〇八、九八一千円

(累計二、一三六、七〇五

千円) など議案九件を原案

可決。請願一件は不採決と

なりました。

なお、一般質問の主なもの

は、次のとおりです。

一般質問

(抜粋)

宮岡 末光 議員

植松鹿野川間の河辺村営バスの運行について

〔村長答弁〕

村営バスにつきましては、いずれも宇和島バスと連絡できる時刻表で運行いたしておるところであります、



しばしば遅れるようござ
いますので、宇和島バスに
実態調査と対策をお願いし
ております。その回答まで
の間、村営バスの鹿野川発
は、必ず宇和島バスの到着
を待つように、運転手に指
示をしております。宇和島
バスの回答次第では、時刻
表の変更など利用者に不便
をおかけしないよう対応い
たします。

清水 吉則 議員

脱藩の道また屋根付き橋を
どのような形で住民の生活に
あるいは、経済に結びつけよ
うと考えておられますか。

〔村長答弁〕

脱藩の道や屋根付き橋は、

私たちとしては河辺村の貴
重な文化的遺産であると認
識をいたしております。こ
れを大切に保存、顕彰しつ
つ後世に伝えて行きたい。
また、この保存、顕彰をつ
うじ河辺村のイメージアッ
プを図りたいとの思いで取
り組んでおるところでござ
います。文化なき地域に発
展なし、文化なき企業に繁
栄なし、文化なき人間に魅
力なし。脱藩の道、屋根付
き橋はもちろんであります
が、そのほか河辺村に現存
する貴重な文化を住民の心
のよりどころとして、後世
に引き継いで行くことは、
私たちに課せられた大切な
役目であろうと認識し、引
き続き保存、顕彰に努めて
参りたいと存じます。

しかしながら、これによ

り村民の所得が増大したり、
雇用の場ができたりするな
どの直接的経済効果を期待
しているものではありません
。結果として、多少なり
とも効果があればそれに越
したことはありませんが、
やはり収入は収入の道を求
めて参らなければならない
と考えております。

当面の所得の確保につき
ましては、交通網の整備、
住環境整備等の大変遅れて
おります社会資本整備を図
る公共事業を確保すること
により、所得の確保を図つ
て参る必要があります。

梅木加津子 議員

①公共工事の履行保証制度

の実施について

〔村長答弁〕

この保証制度の改正につ
きましては、改正の目的で
あります透明性、客観性、
競争性の向上を図るために
是非必要であると判断をし
ておるところであります。
新制度への移行時期につ
きましては、郡内町村の会
議等においても話がでてお
りますので、できれば足並
みをそろえ、早い時期に導
入をしたいと考えておると
ころであります。

②老人給食サービスにつ
いて

〔村長答弁〕

学校給食センターの使用

につきまして、いろいろと
問題がありますので村内の

業者に委託をいたしまして、
平成一〇年四月から再開を
いたしたいと考えておりま
す。

〇——〇——

議決されました一般会計補

正予算は、既定の歳入歳出予
算の総額にそれぞれ二〇八、
九八一千円が追加され、歳入
歳出それぞれ二、一三六、七
〇五千円となりました。

補正予算の主なもの、
民生費

地方改善事業

村道名場連奈良野線道路

改良工事

一、二〇〇、〇〇〇千円

などが補正されました。

脱藩の道フォトコンテスト

グランプリに 井上さん (八幡浜市)

村内を通る龍馬脱藩の道が文化庁の「歴史の道百選」に選ばれたのを機に、「坂本龍馬脱藩の道フォトコンテスト」を実施したところ、県内外から二十七名、作品総数八十点の応募がありました。

前回の屋根付き橋フォトコンテスト同様、写真家栗原達男氏がグランプリから佳作まで

で計二十一点を選び、一月二十一日(水)表彰式が行なわれました。最優秀のグランプリには八幡浜市の井上修三さんの作品「霧の泉ヶ峠」が選ばれ、栗原氏より次のように評価されました。「坂本龍馬脱藩の道は、龍馬の志のこもった道ですし、龍馬の心を思う道だと思いま



グランプリ作品「霧の泉ヶ峠」

す。天に向かつてまっすぐに伸びる杉の群れと小径。構図といい色調といい申し分なく、霧のトーンが味わいをより深いものにしました。私も泉ヶ峠で杉林を随分とりました。が、こんな素晴らしい写真ができませんでした。井上さんが応募さ

れた三点は甲乙つけがたい傑作でしたが、杉が一番生きている(怪も)この写真をグランプリとしました。最高です！」

他の入賞者は次の皆さんです。

★グランプリ

井上 修三 (八幡浜市)

★準グランプリ

木綱 武雄 (八幡浜市)

押岡 敏郎 (西条市)

米沢よしひろ (小田町)

★優秀賞

高橋 政雄 (大洲市)

本門 哲也 (河辺村)

佐々木政明 (保内町)

作間 清 (伊予市)

岡本 一志 (伊予市)

★入賞

近藤昭三郎 (新居浜市)

松村吉三良 (八幡浜市)

松本 利男 (大洲市)

浅野 恭三 (八幡浜市)

五頭 祥介 (河辺村)

押岡 祥誠 (松前町)

大久保重義 (八幡浜市)

藤井 康雄 (松山市)

井上 雄次 (北条市)

川本 公明 (砥部町)

★佳作

押岡 龍馬 (松前町)

亀崎 翼 (中山町)

佐々木貴史 (京都市)

児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

支給の対象は、三歳未満の児童を養育している人です。第一子及び第二子は月額五万円。第三子以降は月額一万円です。

児童扶養手当は、死別等により父親と生活が同一でない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る事を目的としています。

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、障害児の福祉の増進

を図る事を目的としています。

児童手当につきましては、支給対象が出生から三歳未満ですが、児童扶養手当につきましては、該当になった時から十八歳まで。ただし、学生である場合は、卒業時まで。特別児童扶養手当につきましては、該当になった時から二十歳まで。ただし、学生である場合は、卒業時までです。

詳しくお知りになりたい方は、役場福祉課までお気軽にお問い合わせ下さい。



共同募金のお礼

平成九年度共同募金運動が昨年十月一日から十二月三十一日まで実施されました。市民の皆様のご協力を得て左記のとおり実績を上げることができました。

募金総額 九六〇、〇三三円

この募金は福祉関係に有効活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

年金ワンポイント

現況届の

様式変更について

国民年金や厚生年金から年金を受けられている皆さん現況届の村長の証明が必要なくなりましたが、ご存じでしたか。

現況届は皆さんが引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するため、毎年

一回誕生日に村長の証明を受けて提出していただくものですが、平成十年一月以降に現況届の提出期限がくる方より、「村長の証明」等、次のように届出内容が変更されました。

◎本人以外の方が代筆される場合は、その方の氏名や受給者との関係、住所、電話番号を記入、又、本人の電話番号を記入する欄、加給年金対象者に「子供」欄が追加されました。

あなたの大切な年金を受取るために必要な手続きです。お手元に現況届が届いたらすぐに記入して提出してください。

なお、特別支給の老齢厚生年金の支給を受けている方が六十五歳になった時に提出する「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」(ハガキ版)については、村長の証明が必要になっていきますので、間違いのないようにして下さい。

万一事故が起こつたら 交通事故無料相談

新聞を見ても交通事故のニュースが無い日はありません。

「自分だけは大丈夫」と思っているあなた！明日は我が身ということわざもありま

す。「もし、交通事故を起こしたら」

「もし、交通事故の被害者になったら……」

社団法人日本損害保険協会では、『自動車保険請求相談センター』を設け、交通事故でお困りの人のために無料で相談に応じています。被害者・加害者、どちらの場合もお気軽にご相談下さい。

◎相談日 毎週月～金曜日

9時30分～16時40分

◎弁護士相談日

木曜日 13時～16時

◎電話相談

(089) 945-2335

◎相談場所

松山市花園町1-3

日本生命松山市駅前ビル6階

(社) 日本損害保険協会
松山自動車保険請求相談センター



河辺の皆さんこんにちは、お元気で仕事に遊びに頑張っておられることと思います。私は現在、大阪に住んでおります。

私が河辺を出てから早や三十六年が過ぎました。河辺で生活したよりも長くなりました。しかし古里の思い出は決して忘れることなく良い思い出として残っております。

久しぶりに中学時代の同窓会がふる里の宿で開かれ、なつかしい顔に会うことができ、楽しい思い出ができました。

その時に気が付いたことが四つあります。その一つは河辺に同級生が六人残って頂いていることです。多くの人が都会に出ていっているのに河辺に残って河辺の為に頑張っておられることにお礼を申し上げたいと思います。二つ目は村の中を道路が張りめぐらされていることでした。同窓会に出席するために、近道しようとして行った道が自分の思っている道と違って神納の方に行っておりまして。道路ができたおかげで生活は大きく変化しているのではないのでしょうか。三つ目は公共の交通の

ふるさとに望む

大阪府高槻市

亀岡 孝

(竹の瀬出身)



手段であるバスが無くなったことです。買い物や病院等に行かれる時は何を利用されるのか不思議な気がしました。四つ目は公共の施設が非常に良くなったこと、その他いろんなことが変わっております。さて、ふるさとに望むことは観光に力を入れられ数多くの施設等を整備されて、我々の様なふるさとを持たない者にとつて身ひとつで泊まれるようになり大変な難いことである。今、元気でおりますがもう少し歳をとった場合の事を考えますと交通のアクセスを検討していただきたいと思います。

もうひとつはふるさととのつながりを大切に考えますのでナショナルトラストのような大袈裟なもので無く柿とか栗の一株運動とか杉とか檜を数本買ってその成長を見守る等のつながりを持ってないものかと、小さな出来ることから参加させていただけたいものかと考えております。以上とりとめの事を書きました。自然に囲まれたふるさと河辺がますます発展する事を祈っております。

診療所だより

◎酒を控えるようにいわれたら

1、まず二週間禁酒する

検査で肝機能を表す数値が正常化するまで禁酒します。禁酒できないようならアルコール依存症かも？

2、禁酒して良かったことを探す

力がみなぎる。意欲がわく。食欲が出るなどなど。

二週間禁酒できたら、

3、飲酒日記をつける

純アルコール約二十二gを一単位(ビール大瓶一本、日本酒一合、焼酎お湯割り一合、ウイスキーダブル一杯、ワイングラス二杯に相当)として、一日二単位以内、週十単位以内(女性はその半分)を目標にして一週間の予定を立て、週末に自己評価します。

4、飲酒量が増えるきっかけを探す

どんなときに増えるか探して下さい。仕事を終えたとき、接待のときなどなど。

5、危機を乗り越える対策を立てる

誘いを断る練習をする、清涼飲料水を飲む、カラオケの持ち歌を増やす、会話のネタを増やすなどさまざまな対策を立てて下さい。

一生分の飲酒量は個人差はあるものの二単位を二十年間飲み続けると健康は損なわれます。あなたは大丈夫ですか?計算してみてください。安全な量を越えていたら、少量で楽しめる工夫をしましょう。できるだけ飲まない日をつくと「ほろ酔い」を長く味わうことができます。ストレスがあると飲酒に結びつきやすいので、少しでもストレスを解消する工夫をしましょう。

合併処理浄化槽設置補助について

河辺村では、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するために、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付要綱を制定致しております。

この事業は、合併処理浄化槽を設置しようとする人に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業です。ただし、合併

処理浄化槽と単独

処理浄化槽の本体

工事部分の差額に

ついての補助であり

浄化槽設置全体の補助では

ありません。

補助の対象は、家の新築・

改築等で合併処理浄化槽を

新規に設置する場合、又、単

独処理浄化槽から合併処理浄

化槽に変更する場合に限りま

す。

この事業について詳しくお

知りになりたい方は、役場福

祉課までお気軽にお問い合わせ

下さい。

盛會に!

学芸會

河 小

十一月三十日、学芸會が行われました。前年度の大雪がうそに思えるほど当日は天候に恵まれ、会場の体育館はお客様さんでいっぱいになりました。

その会場の熱気に応えるかのように、ダンスに劇に音楽発表に、子どもたちの演技には力が入っていました。短い練習期間ではありませんでしたが、子どもたちは子どもた



踊りにポッ♡

子どもの権利条約と人権

世界には、貧しさや飢えや戦争、虐待(むごい扱い)や「いじめ」などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目を向け

た世界の国々は、一九八九年(平成元年)国際連合総会において、「子どもの権利条約」を作り、五年後の一九九四年、日本もこの条約に加入しました。

この条約は、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対

する保護と援助を進めることを目的にしています。日本は、国内における子どもの人権尊重について、世界各国と協力して、推進しています。

「いじめ」について

「いじめ」は、その方法や理由に関係なく、いじめられる子どもの人権を侵害することです。

この問題は、「いじめ」をする子どもばかりでなく「いじめ」を見ているだけの子どもたちみんなの問題です。

条約においても、差別などを禁止し、子どもの人権を尊重するよう求めています。

交通安全祈願祭

年末年始の交通安全県民運動(十二月二十一日〜一月十日)期間中の十二月二十六日、河辺村基幹集落センター大会議室に於いて村社会福祉協議会主催による「交通安全祈願祭」が行われました。この行事は、今年で十二回目を数え大洲警察署長(代理)・大洲交通安全協会会長及び村内の交通安全関係者多数の参列を頂き交通安全・無事故を祈願しました。



交通安全・無事故祈願

祈願祭終了後、交通茶屋を開き、交通安全の願いがこもった「しめ飾り」と「折り鶴」を道ゆくドライバーに配布して、安全運転を呼びかけました。

防災だより

文化財防火デー

一月二十六日は文化財防火デーです。

我が村にも県、村指定等数多くの文化財があります。文化財は私たちが先祖から受け継いだ貴重な財産であり、私達もまた次の世代にこれを引

き継いでいかなければなりません。この貴重な財産を火災で失うことのないよう、一人ひとりが次のことに注意し文化財の防火に努めましょう。

- 一、文化財の近くでは、たき火をしない
- 一、たばこの投捨をしない
- 一、文化財周辺の環境の整理整頓に努める

短

歌

卒寿の春
遠近に離り住む子ら集い来て
山の一つ家どよめきわたる
百人の家族に囲まれ元旦の
テレビで微笑む七五三百々栄さん
元旦の誓いの乾杯忘れずに
きびしき社会乗り切る覚悟
その昔七草の日に嫁ぎきて
過去八十年の回想は止まず
咲きそむる可憐な花の桜草
睦月の風にゆれていたわし
寒風にふきさらされて春を待つ
山蚕のまゆのうすみどりいろ
新しき年祝つべく松活ける
床はなやぎて蛸梅香る

七五三百々栄
上林ヨシ子
国井ミネヲ
本田ミネコ
山本カシ子
増本喜久男
谷本 愛子

同和教育シリーズ (67)

”人権問題に関心を“

最近「人権」や「人権尊重」ということを聞くことが多くなりました。そんな中で「人権週間」ということばも聞かれたことがある筈です。ついでに「人権週間っていつですか?」と聞かれたら、あなたに覚えておられますか。

河辺村では、役場庁舎に、「十二月四日〜十日、人権週間、松山地方法務局大洲支局、大洲人権擁護委員協議会、喜

多郡河辺村」と書いた懸垂幕を掲げ、更に「人権週間、自十二月四日、至十二月十日」と書いた立看板を役場正面玄関に立てておりました。

また、人権週間に、人権擁護委員と行政担当課が自動車で村内を巡回し啓発に努めておりました。

しかしながら、何か人権週間が空回りしているようなこととはないでしょうか。

今から五十年前、昭和二十三年十二月十日、国連の第三回総会で「世界人権宣言」が採択され、その後、十二月十日を「世界人権デー」と決め

(河辺村同和教育協議会)

消息

☆お誕生おめでとう

山本 亜美 (用の山) 母 五月也 綾 佳

☆おくやみ申し上げます

徳石 ハナ (榎) 85才
池田 逸郎 (名場連) 74才
中田 勇 (名場連) 88才
山ノ内忠勝 (帯江) 53才
五頭ツルヨ (川上) 97才
細井 正明 (横山中) 50才

自 10・9・11
至 10・1・10